

下関市立大学大学院学生の学部科目履修規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 6 9 号

改正 平成 27 年 2 月 26 日規程第 18 号
令和 3 年 3 月 31 日規程第 45 号
令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号
令和 5 年 2 月 27 日規程第 9 号

(目的)

第 1 条 この規程は、下関市立大学大学院学則（平成 19 年規則第 2 号）第 20 条の規定に基づき、下関市立大学大学院の学生（以下「学生」という。）の下関市立大学経済学部講義科目（以下「学部科目」という。）の履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修の条件)

第 2 条 学生が学部科目を履修できるのは、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 大学院での講義・研究のため、学部科目を履修することが必要と研究指導教員が認めた場合
- (2) 下関市立大学教職課程履修規程（平成 19 年規程第 60 号）第 6 条の規定により履修する場合

(申請)

第 3 条 学部科目を履修しようとする学生は、学部の各学期の履修登録日までに、別記様式に定める申請書を大学院研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

(履修許可)

第 4 条 研究科長は、学生から学部科目履修の申請があった場合は、学長の承認を得た後に、これを許可することができる。

2 研究科長は、前項の規定により履修の許可をしたときは、該当者に対し履修許可の通知を送付しなければならない。

(単位認定)

第 5 条 単位認定については、下関市立大学経済学部履修規程（平成 19 年規程第 57 号）第 12 条の規定による。

(その他)

第 6 条 学生の学部科目履修についてこの規程に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 26 日規程第 18 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規程第 45 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号）

この規程は、令和 4 年 11 月 4 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日規程第 9 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

(宛先) 下関市立大学経済学研究科長

経済学研究科 専攻

学籍番号

フリカ`ナ

氏 名

研究指導教員 印

(自署の場合は押印不要)

学部科目履修申請書

下関市立大学大学院学生の学部科目講義履修規程第3条に基づき、学部科目履修を申請いたします。

[illegible]